新潟市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，新潟市補装具費の支給事業実施要綱第５条第５項の規定により，補装具費の代理受領に係る補装具の販売，貸付け又は修理（以下「販売等」という。）を行う事業者（以下「補装具事業者」という。）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

（事業者の登録）

第２条　事業者の登録は，補装具事業者の申請により，事業所ごとに行うこととする。

２　市長は，申請内容を適当と認めた場合に前項の登録を行うものとする。ただし，申請内容が適当と認められないときは，登録しないことができる。

（登録を受けた事業者に係る情報提供）

第３条　市長は，前項の規定による登録を受けた補装具事業者に係る情報のうち，次の各号に掲げるものを障がい者等に提供するものとする。

（１）　事業所の名称及び所在地

（２）　取り扱う補装具の種類

（３）　その他市長が必要と認める事項

（事業者の登録申請）

第４条　前条の規定に基づき登録を受けようとする補装具事業者は，補装具事業者登録申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（１）　事業所調書（調書１）

（２）　義肢製作設備等調書（調書２）（骨格構造義肢，殻構造義肢を取り扱う場合）

（３）　車いす取扱調書（調書３）（車いすを取り扱う場合）

（４）　電動車いす取扱調書（調書４）（電動車いすを取り扱う場合）

（５）　補聴器取扱調書（調書５）（補聴器を取り扱う場合）

（６）　事業所の平面図

（７）　直近の決算報告書

（８）　法人市民税納税証明書又はこれに準ずる書類

（９）　登記簿謄本（個人にあっては住民票抄本）

（１０）　事業経歴書

（１１）　定款

（１２）　その他登録に関し市長が必要と認める書類

（登録の通知）

第５条　市長は，第２条の規定により登録したときは，当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に補装具事業者登録通知書（別記様式第２号）により通知し，別紙契約書による補装具費の代理受領等に係る契約を締結するものとする。

２　市長は，第２条の規定により登録をしないときは，その理由を示して，その旨を登録申請を行った補装具事業者登録却下通知書（別記様式第３号）により，事業者に通知しなければならない。

（変更等の届出）

第６条　登録事業者は，登録事項に変更を生じたときは補装具事業者登録変更届出書（別記様式第４号）により，及び当該事業を廃止又は休止若しくは再開する場合は補装具事業者事業廃止（休止・再開）届出書（別記様式第５号）により，速やかに市長に届け出なければならない。

（報告等）

第７条　市長は，補装具費の支給に関して必要があると認めるときは，補装具の販売等を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し，報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ，又は当該職員に関係者に対して質問させ，若しくは補装具の販売等を行う事業所若しくは施設に立ち入り，その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の質問又は検査を行う場合においては，当該職員はその身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係人の請求があるときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は,犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録の取り消し）

第８条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

（１）　補装具費の請求に関し不正があったとき。

（２）　補装具事業者が不正の手段により，第２条の登録を受けたとき。

（３）　補装具の販売等を行う者若しくはこれらを使用する者もしくはこれらの者であった者が，前条の規定による質問又は検査に応じず若しくは虚偽の報告をしたとき。

（補装具の製作等）

第９条　登録事業者は市長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「補装具費支給対象障がい者等」という。）と補装具の販売等について契約を締結した場合は，その処方に基づき，補装具の販売等を行うものとする。

２　補装具費支給対象障がい者等に補装具を引き渡すにあたり，市長が別に定める場合を除き，登録事業者は身体障がい者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ，引き渡してはならない。

３　前項の適合判定の結果，その補装具が補装具費支給対象障がい者等に適合しないと認められた場合は，市長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。

４　登録事業者は，補装具費支給対象障がい者等に対して懇切丁寧を旨とし，差別的取扱いをしてはならない。

（補装具引き渡し後の改善）

第１０条　補装具の引き渡し後，身体障がい者更生相談所等の行った適合判定・検査によって，登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は，市長は登

録事業者に第９条に準じて改善させることができる。

２　補装具の引き渡し後，災害等による毀損，本人の過失による破損，生理的又は病理的変化により生じた不適合，目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き，引渡し後９ヵ月以内に生じた破損又は不適合は，登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。

ただし，厚生労働省告示第５２８号の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては，前段の規定に関わらず，修理後３ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第１１条　市長は，補装具費支給対象障がい者等又は登録事業者が，偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき，又は関係法令等の規定に違反したときは，当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿等の保存）

第１２条　登録事業者は，補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を５か年間保存するものとする。

（登録期間）

第１３条　登録の有効期間は，登録した日から１年間とする。

（登録の更新）

第１４条　この有効期間満了前１か月前までに市長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われないときは，有効期間満了の翌日において向こう１か年間順次登録を更新したものとみなす。

（その他）

第１５条　この要綱に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　新要綱の規定は，施行日以後に登録された事業者について適用し，同日前に登録された事業者についても，第１４条に基づいて更新したとみなし新要綱の規定を適用する。

３　この要綱の施行の際現にある旧要綱の規定による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　新要綱の規定は，施行日以後に登録された事業者について適用し，同日前に登録された事業者についても，第１４条に基づいて更新したとみなし新要綱の規定を適用する。

３　この要綱の施行の際現にある旧要綱の規定による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にある旧要綱の規定による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にある旧要綱の規定による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。

別記様式第１号（第４条関係）

補装具事業者登録申請書

年　　月　　日

（宛先）
新　潟　市　長

所　在　地

事業者名称

代表者氏名

新潟市における補装具事業者として登録を受けたいので，新潟市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱第４条に基づき，必要書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業所名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>代表者の氏名
（事業所）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>事業所の所在地</td><td colspan="5">（〒　　－　　）</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX 番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">取扱補装具種目
（取扱をする種目の左に○印を記入してください）</td><td></td><td>骨格構造義肢(*)</td><td></td><td>眼鏡</td><td></td><td>歩行補助つえ</td></tr>
<tr><td></td><td>殻構造義肢(*)</td><td></td><td>補聴器(*)</td><td></td><td>重度障害者用意思伝達装置</td></tr>
<tr><td></td><td>装具</td><td></td><td>車いす(*)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）</td></tr>
<tr><td></td><td>座位保持装置</td><td></td><td>電動車いす(*)</td></tr>
<tr><td></td><td>視覚障害者安全つえ</td><td></td><td>歩行器</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>義眼</td><td></td><td>児童用保持</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※(*)の種目を取扱う場合には，事業所調書の他に，本市が指定する種目別調書の添付が必要です。

別記様式第２号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長

補装具事業者登録通知書

先に届出があった，新潟市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱第２条に基づく登録について，次のとおり完了しましたので通知します。

記

1　事業者に関する登録

（1）名　称

（2）代表者

（3）所在地

2　事業所に関する登録

（1）名　称

（2）代表者

（3）所在地

（4）連絡先

3　取扱補装具の種目

別記様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長

補装具事業者登録却下通知書

先に届出があった，新潟市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱第２条に基づく登録について，下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

１　申請事項

２　却下の理由

別記様式第４号（第６条関係）

補装具事業者登録変更届出書

年　　月　　日

（宛先）
新　潟　市　長

所　在　地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり，登録内容の変更があったので，新潟市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱第６条に基づき届出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

1　事業者に関する変更

（1）所在地　　（2）名称　　（3）代表者氏名

2　事業所に関する変更

（1）所在地　　（2）名称　　（3）代表者氏名　　（4）連絡先　　（5）取扱補装具の種目

※事業所に関する変更については，事業所調書（調書１）を添付し，骨格構造義肢，殻構造義肢，車いす，電動車いす，補聴器を新たに取扱う場合には，本市が指定する調書（調書２から５）の添付が必要です。

事項	変更前	変更後	変更日	備考

別記様式第５号（第６条関係）

補装具事業者事業廃止（休止・再開）届出書

年　　月　　日

（宛先）
新　潟　市　長

所　在　地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり，登録の廃止・休止・再開（該当する事項を〇で囲む）をしたいので，新潟市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱第６条に基づき届出ます。

廃止・休止・再開した事業所	事業所名称	
	所在地	
廃止・休止・再開した年月日	年　　月　　日	
理　由		
休止予定期間 （休止の場合のみ）	年　　月　　日から　　年　　月　　日	